

積立式期日指定定期預金

2019年12月 1日 現在

1. 商品名 (愛称)	・積立式期日指定定期預金 <複利型>
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・15年以下 各入金明細に対し1年間の据置期間が必要です 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定をする時は、その1カ月前までに通知する必要があります
4. 預入 (受入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻 (受取) 方法	・満期日以後に全部または一部を支払います
6. 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 (預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・満期日以後に一括して支払います ・3年毎の複利計算 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
8. 中途解約の取扱い	・預金規定に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います ・中途解約利率 6カ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 6カ月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40% 1年以上1年6カ月未満・・・・2年以上利率×50% 1年6カ月以上2年未満・・・・2年以上利率×60% 2年以上2年6カ月未満・・・・2年以上利率×70% 2年6カ月以上3年未満・・・・2年以上利率×90%
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保定期預金への組入れはできません
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

<p>12 . 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13 . その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 据置期間満了日以降最長預入期限の前日までであれば、1万円を元金として、一部解約または全額解約を可能とし、利息も同時に支払ます ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000万円までとその利息が保護されます）

（積立式期日指定定期預金）